

神戸市職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和3年11月16日（火）17：00～17：20
2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）
3. 出席者：
（市）行財政局組織制度課長、組織制度課担当係長、給与課長、給与課担当係長
（組合）市職副執行委員長、書記長、他2名
4. 議 題：新型コロナウイルス対応における保健師の遅出勤務の導入及び夜間勤務の実施について

5. 発言内容

（市） 平素より皆さま方におかれましては、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、また、この間、新型コロナウイルス感染症対策において、昼夜を問わず、最前線での懸命な対応をはじめ、各方面にて、ご尽力いただいていることに対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、本日は、「新型コロナ対応における保健師の遅出勤務の導入及び夜間勤務の実施」につきまして、ご提案させていただきたいと考えております。

《資料配布》・・・別紙1

「1. 趣旨」ですが、新型コロナウイルス対応が長期化する中、自宅療養者への支援や入院調整など、24時間体制で対応にあたる保健師の負担を軽減する必要があります。そこで、保健センターをはじめとする現場の保健師からの意見も踏まえ、「遅出勤務の導入」及び「夜間勤務の実施による電話対応の集約化」により、保健師の負担軽減を図ることといたします。

「2. 実施内容」ですが、まず「（1）遅出勤務の導入」につきまして、表に記載しております通り、感染拡大期と小康期に分けて運用を行います。感染拡大期とは、全市の新規感染者数が1日あたり30人以上の状態が3日続いた場合、又は1週間あたり200人を超えた場合としており、小康期は感染拡大期の基準を下回る場合としております。感染拡大期の遅出勤務は、12時15分から21時まで、休憩時間は17時から18時までといたします。小康期の遅出勤務は、10時から18時45分まで、休憩時間は12時から13時までといたします。対象所属は各区保健センター及び健康局保健所の入院調整班・クラスター班とし、各時間帯の従事人数につきましては、感染状況等をみながら保健センター長が調整いたしますが、対象所属における職員の家庭状況等に配慮したうえで各時間帯の従事者を決定することといたします。

次に「（2）夜間勤務の実施による電話対応の集約化」についてですが、保健所・各区保健センターで対応している夜間の電話対応につきまして、感染拡大期には、本庁に集約し夜間勤務の実施によって対応することで、業務負担軽減と効率化を図ってまいります。小康期は自宅でのオンコール対応を継続することとい

たします。なお、感染拡大期と小康期の基準は先ほどご説明したものと同様です。出務時間は21時から翌日9時までで、うち1時から5時までの間で1時間休憩といたします。なお、係長級以下の職員による22時から翌日5時までの深夜勤務に対しては、夜間勤務手当及び夜間業務手当が支給されることとなります。人員は、1日あたり保健師2名と事務の人材派遣2名といたします。保健師につきましても、本庁・区の課長級、係長級、10年目以上の担当職員から1日あたり2名を割り当てることといたします。ただし、家庭の状況等に対応不可な職員は夜間勤務から除くとともに、課長級もしくは係長級が必ず出務するようローテーションを作成いたします。これにより、各職員月1回程度の夜間勤務への出務を見込んでおります。

裏面にまいりまして、シフト例を4つ記載しております。夜間勤務にあたる日は、各職場で4時間30分の通常勤務を行った後、21時から翌日9時まで本庁で電話対応を行うこととなり、合計で2日分の勤務時間が割り当てられます。通常勤務の時間帯は8時45分から13時15分まで、もしくは13時から17時30分までのいずれかを本人の希望に応じて選択することといたします。夜間勤務が週休日に重なる場合は前後を公休日として設定いたします。

「3. 開始時期」ですが、令和3年11月以降、体制が整い次第開始とし、今後、先ほどご説明した基準を上回った時から、感染拡大期の対応といたします。説明は、以上でございます。

- (組合) いくつか質問をさせていただきます。まず遅出勤務の導入について、
- 1点目ですが、遅出勤務の時間について、なぜこの時間帯とされたのですか。
 - 2点目に、感染拡大期を「全市の新規感染者数が30人/日が3日続いた場合、または200人/週を超えた場合」としてありますが、その理由はありますか。
 - 3点目に、感染拡大期対応の運用は誰が指示することになりますか。
 - 4点目に、感染拡大期の遅出勤務では休憩時間が17時から18時となっておりますが、業務が多忙な中で、取れないということが十分に考えられます。当然ながら休憩時間を付与するのは、神戸市の責任です。万が一取れなかった場合は、どうなりますか。
- 次に、夜間勤務の実施による電話対応の集約化の部分ですが、
- 1点目、該当する職員の総数は何人ですか。
 - 2点目、夜間勤務の実施による電話対応の集約化によって、業務負担軽減と効率化を図るとしてありますが、具体的にどういうところが業務負担軽減となるのですか。
- (市) 遅出勤務の導入に関する1点目、遅出勤務の時間設定の考え方についてですが、夜間の電話対応が開始される21時に合わせて、勤務時間を設定しています。これまでの業務状況から、感染拡大期においては21時頃まで各職場での対応が必

要になると見込まれるため、この時間で夜間の電話対応に切り替えることとしています。

2点目の感染拡大期の基準の根拠についてですが、厚生労働省からの令和3年10月1日付事務連絡の中で、保健所の体制強化開始の目安として、「人口10万人あたりの1週間の陽性者数の合計が15人を上回る場合」と示されているため、これに準じて設定しております。

3点目の感染拡大期対応の運用指示についてですが、運用開始を決定した際には、本庁保健所から各区保健センター長に連絡を行います。なお、事前に1か月分程度のシフトを作成し、拡大期となった場合はその日の担当職員から対応を開始することといたします。

4点目の休憩時間の関係ですが、ご指摘の通り、休憩時間の付与は使用者の責任として労働基準法に規定されておりますので、17時から18時で休憩することが難しい場合には、別の時間帯で休憩する、場合によっては分割して休憩することが考えられます。いずれにしましても、それぞれの業務状況に応じて調整を図り、保健師の皆さんが適切に休憩時間を確保できるよう、徹底してまいりたいと思います。

続きまして、夜間勤務の実施による電話対応の集約化に関して、1点目の該当する職員の総数についてですが、該当する職員は約100名で、この中から家庭の状況等で夜間勤務が難しい職員を除くと、70名程度になると見込んでいます。

2点目の具体的にどのような業務負担軽減になるのかというご質問ですが、夜間の電話対応につきましては、これまで各区保健センターや本庁の業務所管ラインの保健師が自宅に携帯電話を持ち帰り、オンコールで対応してきました。感染者数が多い時期は夜中にいつ電話がかかってくるかわからない状態が続き、オンコール対応の職員は睡眠時間が確保できない状況となっていました。夜間の電話対応を集約化し、当番制とすることで、非番の職員はしっかりと睡眠時間が確保でき、保健師全体として負担軽減につながるものと考えております。

いただいたご質問への回答は以上です。

(組合) 今、提案を受けました。昨年から、健康局を中心に市民のいのちと健康を守るために、緊張した状態での長時間労働が続きました。特に保健師は全国的にも、長時間過密労働が問題視されています。神戸市では、保健師の増員もされてきましたが、依然厳しい状況が続いています。

今回の提案はその負担を軽減することを趣旨とされていますが、遅出勤務の導入や、夜間勤務の実施というのは、働く職員にとって大きな負担を伴います。

提案について、感染拡大期の対応は、一定理解できますが、今後、遅出勤務を恒常化させることについては、反対です。あくまでも「新型コロナ対応」で、職員負担を軽減するための遅出勤務であり、状況が変われば、遅出勤務を無くすよ

う検討していただきたい。

また、シフト案については、理屈の上では二日分の勤務時間を割り振っていますが、不規則な勤務は身体に大きな負担となります。そして、夜勤をする人の明けや公休の日は、職場では少ない体制で拡大期の激増した業務を行うこととなります。できる限り、身体への負担の軽減、業務量の軽減をはかるため、抜本的な体制強化を検討していただきたい。

提案については、持ち帰り議論させていただきます。